

要望書

2024年12月15日

犬猫の殺処分ゼロを目指す動物愛護議員連盟 御中

会長 逢沢一郎 殿

事務局長 福島みずほ 殿

一般財団法人コロコロワンニャ（旧ネコイコネ）

代表 橋本磨季

評議員 尾家康介（弁護士）

設楽あづさ（弁護士）

猫ジャンヌダルク

要望事項

来年の動物愛護管理法（以下、動愛法）の見直しに向けて、第37条ノ二の愛護センター業務に「飼い主のいない猫など（野良猫や地域猫）の繁殖制限（愛護センターでの不妊去勢手術）の実施」を加えることをご提案申し上げます。

1. 動物と人間の共生のために必要な繁殖制限

動物たちは自然に繁殖するものですが、動愛法が目指す「共生社会」の実現には、その繁殖を適切に制限することが重要です。その責任は、動物たちと共存する私たち人間にあると考えます。

2. 多頭飼育崩壊の背景と現状

近年、全国で多頭飼育崩壊が深刻化しており、多くのケースが1匹の未不妊猫から始まっています。これらの多くは、高齢者や生活に困窮する方々が抱える問題が背景にあり、不妊手術費用を捻出できないために発生しています。現状では、多くのボランティアがこの問題の解決に尽力していますが、活動資金はほとんど助成金に頼らざるを得ず、経済的・物理的な限界に直面しています。

3. 政府の政策としてお願いしたいこと

動愛法第37条では、飼い主のいる犬猫には繁殖制限の義務が定められていますが、飼い主のいない犬猫に関しては、誰がその責任を負うのかが明記されていません。この点を補う

ためにも、第37条ノ二に「飼い主のいない犬猫の繁殖制限」を含めることが適切だと考えます。

現在、愛護センターの予算は主に施設維持費や人件費、動物の飼育費用などに充てられており、十分に「ソフト面」の充実には活用されていない状況です。また、獣医師の方々が苦情対応や殺処分といった業務に忙殺され、本来の愛護活動に従事できない状況も深刻で、これが原因で離職し、民間クリニックへ転職するケースも少なくありません。こうした課題を解消するためにも、愛護センター業務の見直しが必要です。

私たちの財団が全国約100か所の動物愛護センター職員に実施したアンケートでは、半数近くの方が「センターで不妊去勢手術を実施すべき」と回答しました。しかし現状では、自治体の長の意向によって愛護センターごとの対応が大きく異なり、不妊去勢手術の実施数にも0頭から1500頭までの大きな差が生じています。このような状況では、動愛法が掲げる「共生社会の実現」や「生活環境の保全」が十分に達成されているとは言えません。

提案内容

第37条ノ二に「飼い主のいない犬猫の繁殖制限（不妊去勢手術の実施）」を明記することで、全国の住民が公平に行政サービスを受けられるようになります。また、不妊去勢手術は、愛護センターで行われている譲渡会（主に子猫が対象）といった事後対策ではなく、問題の根本的な予防策として重要です。不妊去勢手術を愛護センターで実施することは、合理的であり、時代の要請でもあります。

「動物が繁殖することは罪ではありません。しかし、それを適切に管理できないことは、私たち人間の責任ではないでしょうか。」

以上の理由から、動愛法第37条ノ二に「飼い主のいない犬猫の繁殖制限（不妊去勢手術の実施）」を加筆していただけるよう、心よりお願い申し上げます。

賛同団体 （敬称略・順不同）

特定非営利活動法人 ちよだニャンとなる会
猫ジャンヌダルク
全世界の犬猫の殺処分を廃止にする会
NPO法人 東京キャッツアイ
一般社団法人 東京都人と動物のきずな福祉協会
NPOねこだすけ
特定非営利活動法人 ねりまねこ
新潟動物ネットワーク(NDN)

小さな命を守る会

NPO法人ねこひげハウス

NPO法人ごま野良猫を増やさない会

アニマルウエルフェア推進ネットワーク・不幸な犬猫をなくすネットワーク

こちら肉球クラブ

NPO法人 群馬わんにゃんネットワーク

NPO法人グリーンNet

城下町にゃんこの会 和歌山

NPO法人あにまるサポート高知家

動物保護団体Animal ENSHIA

NPO法人アニマイル

一般社団法人 福岡ねこともの会

一般社団法人 リアン

動物保護団体わんにゃんこ

一般社団法人 琉球わんにゃんゆいまーる

一般社団法人 保護犬のわん